

平成 30 年 5 月

石綿を含む仕上塗材及び 下地調整材の取扱いに関するお知らせ

神戸市における石綿を含む仕上塗材及び下地調整材の除去等作業に必要な届出等は次のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

○ 神戸市の石綿含有仕上塗材及び下地調整材の取扱い

工法	建材	取扱い	届出等※
吹付け工法 又は 工法不明	仕上塗材	大気汚染防止法の 「特定建築材料」	「特定粉じん排出等作業実施届出書」 (大気汚染防止法) (面積要件無し・改修工事・工作物も対象)
	下地調整材		大気汚染防止法に基づく「作業基準の遵守」
吹付け以外の工法 (ローラー塗り等)	仕上塗材	環境の保全と 創造に関する条例の 「特定石綿含有材料」	「特定工作物解体等工事実施届出書」 (環境の保全と創造に関する条例) (面積要件無し・改修工事・工作物も対象)
	下地調整材		環境の保全と創造に関する条例に基づく 「作業基準の遵守」

※ 「特定粉じん排出等作業実施届出書」は作業開始日の 15 日前、「特定工作物解体等工事実施届出書」は工事着手日の 8 日前（届出日は日数の算定に加えないため）までに必要書類を添付して提出してください。

※ 「特定粉じん排出等作業実施届出書」の届出者は発注者（施主）、「特定工作物解体等工事実施届出書」の届出者は工事施工者（元請）である点にご注意ください。

石綿含有仕上塗材・下地調整材が施工されている建築物等の解体・改修工事を行う際は、作業区域の隔離等、十分な飛散防止対策（作業基準の遵守）が必要となりますので、届出の提出に当たっては、下記連絡先に事前にご相談ください。

(問い合わせ先・届出は)
神戸市環境局環境保全部環境保全指導課
担当 福田・犬飼・木村
TEL 078-322-5303
FAX 078-322-6068

石綿含有塗材の除去作業における作業基準について

石綿含有塗材の除去作業にあたっては、大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄イ～チの事項（隔離措置など）を遵守するか、以下に示す「隔離措置と同等以上の効果を有する措置」を講じる必要があります。

○ 隔離措置と同等以上の効果を有する措置：

- ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法
- ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度）
- ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- ・ 超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用）
- ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
- ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度）
- ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
- ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法（※）

除去作業時には、周囲への飛散防止のため、以下の作業基準を遵守してください。

○ 作業基準：

側面および底面にシート養生を行うこと。（側面は防音シート等によるものでも可。）

（※）集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法については、以下の作業基準を遵守してください。

○ 作業基準：

1. 作業区画の全体又は部分的な負圧隔離養生を行うか、作業区画の全周（天井、床、側面）を隙間無く養生すること。
2. 集じん装置を用いる際は、作業前および作業開始後に粉じんの漏洩がないことを確認するなど、排気について十分に確認すること。
排気フィルターをこまめに清掃し目詰まり防止を図るといった、集じん機能の維持に留意すること。
3. 入隅部（窓、柱型、軒先部分など）の除去などで補助的に他の工法を併用する場合は、全体又は部分的な隔離養生等の飛散防止対策を講じること。